

令和4年10月24日
練馬区経理用地課

工事請負契約書第24条第5項の規定（単品 スライド条項）の運用の変更について

練馬区が発注し契約する工事において、工事請負契約書第24条第5項の規定（単品スライド条項）により、受注者が契約金額の変更を請求する場合の取扱いを以下のとおり見直しました。

請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

<変更内容>

- 1 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とします。
- 2 実際に購入した際の単価および購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月および数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定できることとします。
- 3 その他所要の改正

【問合せ先】 練馬区 総務部経理用地課契約係
03-5984-2832